

一般論文投稿規定

平成 18 年 7 月

地域安全学会 研究発表会実行委員会

1. 一般論文投稿分野

地域社会の安全問題、解決策についての横断的な幅広い分野の研究・技術・実務などを論ずるもの、あるいは具体的な提言に関するもの。

2. 投稿者

論文の筆頭著者は、地域安全学会会員に限り、研究発表会において発表し、かつ討議に参加しなければならない。

3. 投稿先

地域安全学会研究発表会実行委員会の宛先とする。

4. 発表方法

一般論文の発表方法は、「ポスター発表」のみによる。筆頭著者（発表者）1人につき、1演題に限るものとする。

5. 投稿手続き

5-1 投稿期限：投稿期限は、年2回開催する地域安全学会研究発表会に先だって会告する。

5-2 投稿原稿の内容：投稿原稿は、同一会期内で開催される研究発表会で発表する査読論文とは異なるものとし、同一テーマのもとのシリーズ発表は受け付けない。

5-3 使用言語：投稿論文に使用可能な言語は、和文または英文でなければならない。

5-4 提出原稿の様式：投稿者は、期日までに「地域安全学会梗概集」に登載するための「印刷用オリジナル原稿」を地域安全学会研究発表会実行委員会事務局まで提出しなければならない。提出原稿は、「一般論文投稿形式」によるものとし、図・表・写真を含め、オフセット印刷用の版下原稿とするため、本文・図・表・写真は鮮明なものとし、カラーは使用しない。

6. 著作権

「地域安全学会梗概集」に登載された論文の著作権は著者に属し、地域安全学会は、編集著作権を持つものとする。